令和８年（フ）第８１９号
千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目19番11―６号、前住所千葉県柏市あけぼの４丁目11番１―208号
債務者　阿部真菜香
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８２８号
千葉県松戸市新松戸５丁目123番地の３　シャトル新松戸205号
債務者　平岡ちさと
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８３３号
千葉県流山市向小金１丁目451番地の23　南柏コーポ109
債務者　平尾　惠子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８３６号
千葉県松戸市上本郷1400番地の40　リガヤ北松戸205号
債務者　髙澤　真悠
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１６８３号
東京都町田市木曽東２丁目11番38―409号
債務者　三浦さつき
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３０３号
金沢市吉原町ヨ186番地　ホワイトハイツ301号
債務者　作見　　晃
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２号
福井県敦賀市泉ケ丘町19番地の６　ハイツ泉ケ丘207号、前住所神奈川県厚木市下荻野374番地１　ビラルフト302
債務者　崎山　歌音
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第２３５号
神戸市西区伊川谷町有瀬1259番地の１　メープルコート302号
債務者　堤　　泰三
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２４８号
兵庫県明石市和坂14番地の５　ヒューマンハイツ301号
債務者　橋本　祥行
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２６５号
佐賀市高木瀬東三丁目15番25号、前住所福岡市南区大平寺２丁目23番15―306号　アイシェル・ブルク
債務者　池田　響子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１５号
福島県郡山市小原田五丁目18番27号　フレグランスＦ・Ａ201号
債務者　大島真理江
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２５５号
福島県郡山市安積町日出山字神明下86番地の２　サンハイツ205号
債務者　小林　利朗
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第８３９号
神戸市兵庫区下沢通２丁目１番33―601号
債務者　鈴木　美和
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８６０号
神戸市灘区高徳町４丁目２番２号　１Ｄ
債務者　櫻井　高広
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９７７号
神戸市中央区南本町通５丁目１番21―803号
債務者　川村　昌子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６２号
佐賀市鍋島町大字八戸1135番地９
債務者　中島みのり
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０２号
佐賀市赤松町11番14号　コーポラス中周路202号
債務者　辛島　京子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係